

幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幸手市市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幸手市市長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和4年12月9日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

人事院勧告を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。